

集会棟のピアノ個人使用について

シーアイハイツ和光管理組合理事長 市島 真里



日頃は管理組合業務にご協力いただきありがとうございます。

さて、管理組合登録団体の発表演奏会の準備に当たり、ピアノの音程が大きく支障をきたしていることが判明し調律の必要性が生じたため、ピアノの使用に関しての意見書が理事会へ提出されました。

8月26日の理事会にて上記の背景等事情確認し審議した結果、右記のとおり決定いたしましたのでご報告いたします。

◆ピアノ個人使用の遵守事項◆

- ①外部者の備品ピアノ練習は認めない。
- ②教師と生徒との関係使用は、教室となるため認めない。
- ③居住者のピアノ使用は、1世帯月3回までとする。
- ④一日の使用は、1時間以内とする。
- ⑤ピアノ使用時間は、19時までとする。
- ⑥ピアノのカギ受け渡しに当たっては、登録団体、事前承認集会棟使用団体以外はピアノ使用者名簿に奏者全員を記入のうえカギを渡すこと。
- ⑦個人使用のピアノ移動禁止。